

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月7日

三朝町長

三朝町条例第15号

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和62年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
常任委員 会の種類	所管	常任委員 会の種類	所管
総務教育 常任委員 会	会計課、総務課、 <u>財政課</u> 、 <u>健康福祉課</u> 及び 教育委員会に関する事 項並びに他の委員会に 属しない事項	総務教育 常任委員 会	会計課、 <u>危機管理課</u> 、 総務課、 <u>財務課</u> 、 <u>子育 て健康課</u> 、 <u>福祉課</u> 及び 教育委員会に関する事 項並びに他の委員会に 属しない事項
産業民生 常任委員 会	農林課、 <u>企画課</u> 、 <u>観 光交流課</u> 、建設水道課、 <u>農業委員会及び町民課</u> に関する事項	産業民生 常任委員 会	農林課、 <u>企画観光課</u> 、 建設水道課、農業委員 会及び町民 <u>税務課</u> に関 する事項

略

略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。